

**「健康横浜 2 1 普及啓発・広報プロモーション業務委託」
提案書評価基準**

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員 1 人あたりの評価点の満点は 100 点とします。

3 評価点の最も高い者が 2 者以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容 6 (5)40～50 歳代女性をメインターゲットとしたチャレンジ企画の参加者増を図る広報プロモーションの企画・実施」の評価点合計が高い事業者を受託候補者として特定します。

これも同点の場合は「提案内容 6 (2)「第 3 期健康横浜 2 1」のブランド要素作成④」の評価点合計が高い事業者を受託候補者として特定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、C の 3 段階評価を行います。評価は各 A = 5 点、B = 3 点、C = 0 点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率 2 の項目の場合、

評価が A であれば評価点は $5 \text{ 点} \times 2 = 10 \text{ 点}$

評価が B であれば評価点は $3 \text{ 点} \times 2 = 6 \text{ 点}$

評価が C であれば評価点は $0 \text{ 点} \times 2 = 0 \text{ 点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の 60% を基準点とします（評価委員 7 人全員が評価委員会に出席した場合の満点は 700 点、基準点は 420 点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

プロポーザル評価表

評価項目	評価の着目点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	比率	配点	
これまでの業務実績	同種又は類似する普及啓発・広報プロモーションの実績 (過去5年間：平成30年度以降)	優れている	十分である	—		×1	5点	
本業務の実施体制	管理担当者における同種又は類似する業務の実績 (過去5年間：平成30年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×1	5点	
	担当者における同種又は類似する業務の実績 (過去5年間：平成30年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×1	5点	
提案内容	6 (1) 年間進捗管理	打合せを含め、具体的かつ無理のない作業工程となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点
	6 (2) 「第3期健康横浜21」のブランド要素の作成④	楽しそう、こうなりたいと思えるようなブランドストーリーとなっているか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
		全世代にブランドストーリーが伝わる広報動画となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
	6 (4) 40～50歳代女性をメインターゲットとした栄養・食生活、運動のチャレンジ企画の企画・実施	40～50歳代女性の特性を踏まえ、関心を引き付け、参加者を見込める企画となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
		参加者が生活習慣の継続にチャレンジしやすい仕組みを提供できているか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
	6 (5) 40～50歳代女性をメインターゲットとしたチャレンジ企画の参加者増を図る広報プロモーションの企画・実施	より多くの40～50歳代女性に届く広報の手段を用いているか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
		40～50歳代女性に響く広報の内容、情報となっているか	優れている	十分である	劣っている		×3	15点
6 (6) チャレンジ企画の効果検証の企画・実施	効果を測定できる指標が設定されているか	優れている	十分である	劣っている		×1	5点	
取組意欲	本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点	
ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	—	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上		×1/3	1点	
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	—	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上		×1/3	1点	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	—	取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない		×1/3	1点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	—	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	達成していない(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない(従業員43.5人未満)		×1/3	1点	
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証	—	認定若しくは認証を受けている	認定若しくは認証を受けていない		×1/3	1点	
合 計							100点	